



委任状

委任者（甲）：お客様

代理人（乙）：AIRREFUN

私（以下「甲」という）はAIRREFUN（以下「乙」とする）を代理人と定め、フライトトラブルのクレーム対応及び補償金申請に関する全ての権限を委任し、下記の内容に同意します。

【第一条】（補償対象法律）

フライトトラブルに関する補償金申請代行手続きはEU規則のEC261/2004（EU261法）に基づいて行うこととする。

→請求及び補償対象ケースは搭乗拒否、キャンセル、遅延等である。

→補償にはEU規則のEC261/2004（EU261法）を優先適用とする。ただし、当該規則の適用されない地域においては、当該地域管轄の裁判所又は行政機関が定めた規定によって補償を行う。

【第二条】（委任の範囲）

乙は補償金が甲に対して完全に支給されるまで、補償金の請求及び申請に関する全ての手続きを行い、独占的な代理人として以下の権限を持つ。

1. 乙は補償金の請求及び申請のため必要となる書類を甲に対して要求することができ、乙からの書類提出の要求があってから一定期間の間に甲から書類の提出が行われない場合は甲が申請した補償金申請手続きの代行事務を乙の意思によって差戻すことができる。

2. 乙は甲を代行し、航空会社と補償金申請に関する協議を行うことができる。

3. 乙は甲を代行し、航空会社又は関係当局に対しフライトトラブルに関する全ての情報を情報を要請することができる。

4. 乙は甲を代行し、航空会社から支給される補償金を代理受領する。
5. 甲は乙の許可なく航空会社との直接的に協議を行う行為又は直接的に補償金を受領しない。
6. 乙は定められた約款により、甲の個人情報を取扱うことができる。

【第三条】（手数料及び補償金の精算）

1. 甲は乙に対し受領確定された補償金総額の内、25%（税別）の金額を補償金申請手続き代行手数料として支払い、乙は補償金総額の内、代行手数料を差し引いた金額を甲に支払わなければならない。
。
2. 乙が甲に対し補償金申請手続き代行業務を提供したのにも関わらず、第二条の4を違反し甲が補償金を直接受領した場合は、第三条の1に該当する手数料費用を乙に支払わなければならない。